
国際連携を踏まえた トラストサービスとトラスト基盤

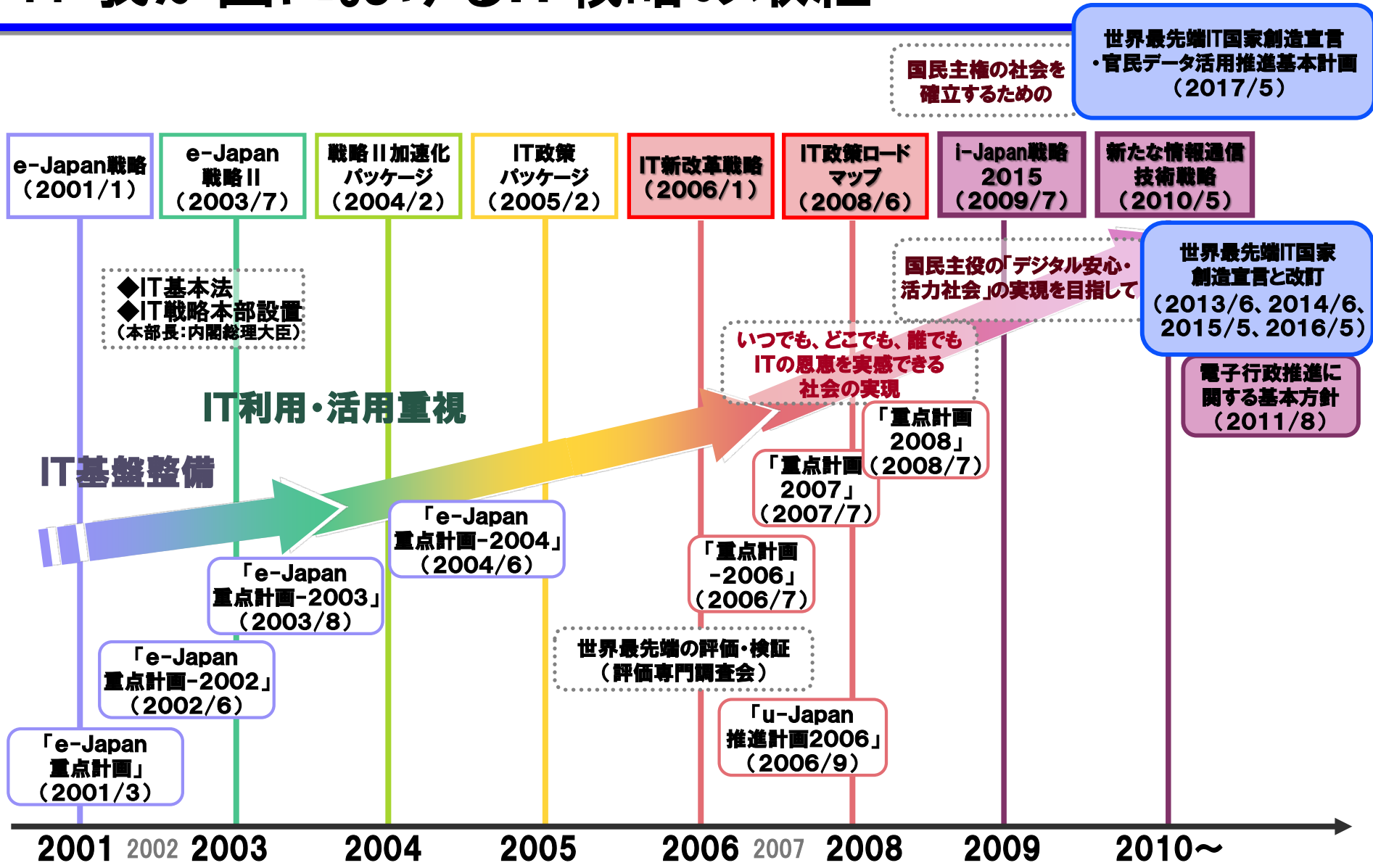
2018年12月11日

慶應義塾大学
手塚 悟

目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組
2. EUのトラストサービスの状況
3. 米国のトラストサービスの状況
4. 我が国のトラストサービスの状況
5. Society5.0へのトラストサービスの利活用
6. トラストサービスの国際連携構想

1. 我が国におけるIT戦略の取組



出典：総務省ホームページより引用・修正 http://www.soumu.go.jp/menu_02/ict/u-japan/new_outline01.html

1. 我が国におけるIT戦略の取組

世界最先端 IT 国家創造宣言について

〔平成 25 年 6 月 14 日
閣 議 決 定〕

世界最先端 IT 国家創造宣言について、別紙のとおり決定する。

1. 我が国におけるIT戦略の取組

世界最先端IT国家創造宣言及び工程表 改定（案）概要

資料1-1

- ◆ 情報通信技術（IT）は力強い経済成長をはじめ、社会課題の解決を実現するための鍵。政府は平成25年6月に世界最先端IT国家創造宣言を策定。政府CIOが司令塔となり、**縦割りを打破して「横串調整」**を行い、機敏かつ適切なPDCAサイクルの推進により、スパイラルアップを目指している。
- ⇒ 創造宣言に基づく取組は、国や地方で**着実に成果**が出ているところ（第1章）、今般の改定においては、その成果を「**国から地方へ**」、「**地方から全国へ**」と横展開することにより、「**一億総活躍**」等、**安全・安心・快適な国民生活**の実現を目指す。**2020年までを「集中取組期間」とし、重点項目（第2章）を中心に展開（サイバーセキュリティ戦略とも連携）。**

第1章 創造宣言に基づくこれまでの代表的な成果

- 行政情報システム改革を通じた利用者志向の行政サービスの実現**
 - 国のシステム数の削減
 - 30年度までに**908システムを削減**する見込み（24年度（1,450システム）比で約63%減の見込み（当初目標の見込みは50%減））
 - 運用コストの削減【削減分をセキュリティ対策等に活用】
 - 33年度までを目標に**年間1千億円超を削減**する見込み（更なる削減を推進中）（25年度（運用コスト約4千億円）比で約28%減の見込み（当初目標の見込みは30%減））
 - 上記と併せて個別システムを改革
 - **ハローワーク、年金**等のシステム改革のほか、**人事・給与**の共通システムについて、28年度中の全府省庁等の移行に向けて整備を実施
 - **登記、法人設立**等関係については、30年度からのシステム更改等による**行政機関間での情報連携と、オンライン手続の促進（フストピア化等）**を関係府省庁間で合意 等
- マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上**
 - 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務等での利用に向け取組を推進中（31年通常国会を目標に法制上又は法的な整備を進める）
 - 国家公務員ICカード身分証
 - 調達コストを最大限抑制するとを実現 等
- 安全・安心なデータ流通の推進**
 - 「電子行政オープンデータ戦略」等に基づき、**課題解決型オープンデータ**を推進。「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」を策定し、**横展開を推進**
 - 個人情報保護法の改正**（匿名加工処理した上で、本人同意なしで利活用を可能とする 等）
- 農業のIT化（農業従業者の高齢化等への対応、国際競争力強化）**
 - 農業関連情報（農作物や農作業の名称等）の標準化の基本的考え方、熟練農家のノウハウ等の情報の帰属や権利関係の検討内容を整理した「**農業情報創成・流通促進戦略**」を策定
 - 農地情報公開システム（農地台帳）の整備**
 - IT利活用による熟練農家のノウハウ等の新規就農者への継承等**、地方での取組について「地方創生IT利活用促進プラン」に基づき国が支援（静岡県（みかん）、高知県（オリーブ）等）
- 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現**
 - 交通事故の危険回避や高齢者等の安全・安心な移動を実現するため、府省横断的なロードマップである「**官民ITS構想・ロードマップ**」を策定
 - 関係省庁や民間企業が一体となった取組の推進**（安全運転支援・自動走行システムの開発・実用化や交通データ利活用等） 等

(Society5.0等)

※国や地方での着実な成果を「国から地方へ」、「地方から全国へ」と横展開を図る

第2章 「国から地方へ、地方から全国へ」～IT利活用の更なる推進のための3つの重点項目～

【重点項目1】

国・地方の行政情報システム改革と成果の横展開

- 国のIT化・業務改革(BPR)の更なる推進
 - コスト削減の更なる徹底と投資対効果の検証 等
- 地方公共団体のIT化・業務改革(BPR)の推進
 - 国のIT化・業務改革(BPR)の取組成果の横展開（政府CIO等による地方公共団体への訪問、自治体クラウド導入支援等の実施） 等
- ガバナンス体制の強化
 - サイバーセキュリティ・情報化審議官等による改革の推進 等

重点項目1の取組により捻出された財源を重点項目2、3にも活用

【重点項目2】 国全体のデータ流通環境の整備

- ※ IoT・AIの活用にはデータ流通環境の整備が重要。総合科学技術・イノベーション会議、知財戦略本部等とも連携し推進。
- 利用者志向のデータ流通基盤の構築**
 - データ流通環境の整備のためのシステム間連携の推進
 - (Society5.0等) データ互換性を高めるための語彙統一等の推進
 - AI・IoT等の技術開発(AI、ネットワーク技術の研究開発等) 等
 - データ流通の円滑化と利活用の促進**
 - IoT、AI時代における個人のデータの流通の在り方の検討
 - (①データ流通における個人の関与の仕組み、②健全なデータ取引の市場形成の在り方、③情報利用信用銀行制度構想(いわゆる情報銀行)個人が自らのデータを借組める者に託し本人や社会のために活用する等の新たな仕組み)
 - 新サービス対応(シェアリングエコノミーの健全な発展支援等)
 - 人材育成(プログラミング教育、デジタル教科書・教材の導入等)やデジタル・デバイドの解消(高齢者等のリテラシー向上等)
 - オープンデータ2.0の展開**
 - 政策課題を踏まえた強化分野(一億総活躍、東京オリンピック)の設定
 - 民間におけるオープンデータ始発取組を一定範囲内で協力的に促進 等

データ等を活用

【重点項目3】 データ等を活用した諸課題の解決

- ビッグデータを活用した社会保障制度の変革**
 - 介護等の現場のデータを活用した介護サービスの質の向上等
- マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革**
 - 子育て等に係る申請手続のワンストップ化(子育てワンストップ) 等
- IT利活用による諸課題の解決に資する取組**
 - 産業競争力強化
 - 農業、観光・東京オリンピック、官民ITS構想・ロードマップ2016、新ビジネス創出等(事業開始・継続支援(スキルや経験を有する人材の再活用)等)
 - 地方創生の実現(テレワーク等)
 - 国民生活の利便性の向上(マイナンバー制度の活用)
 - 安全で災害に強い社会の実現

第3章 推進体制等

- 政府CIOの司令塔機能の発揮、関係本部等との連携体制、進捗管理における評価指標の設定・管理、国際貢献及び国際競争力強化に向けた国際展開
- 政府CIOが府省庁のIT関連施策を評価し、政府として既存の施策を見直しつつ、選定した特定施策に重点的に投資できるよう予算に反映する。

1. 我が国におけるIT戦略の取組

IT総合戦略本部の体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

新戦略推進専門調査会（親会）

会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）

委員：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

各府省情報化統括責任者
（CIO）連絡会議

電子行政オープン
データ実務者会議

パーソナルデータに
関する検討会

ITコミュニケーション
活用促進戦略会議

情報セキュリティ
政策会議

電子行政分科会

農業分科会

医療・健康分科会

人材育成分科会

防災・減災分科会

新産業分科会

道路交通分科会

規制制度改革分科会

マイナンバー等
分科会

ワーキンググループ
データ

ワーキンググループ
ルール・普及

ワーキンググループ
技術検討

1. 我が国におけるIT戦略の取組

サイバーセキュリティ基本法

平成26年11月6日 成立

改正サイバーセキュリティ基本法

平成28年4月15日 成立

1. 我が国におけるIT戦略の取組

「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針（案）」の概要

資料1

1. 機能強化の必要性

- あらゆる活動のサイバー空間への依存の高まりにより、**リスクが深刻化**（甚大化・拡散・グローバル化）
- 「**世界最高水準のIT社会**」をIT利活用においても**実現**することが**成長戦略**の柱の1つ
- **国際的な連携の強化が必要な諸外国**においても、積極的な**体制強化**が実施
- **2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた対策の強化**が必要

我が国の「サイバーセキュリティ」強化のための推進体制の機能強化が不可欠

2. 機能強化に向けた方針

IT社会の形成を目的とし、**民間の主導的役割等を基本理念**とする**IT基本法の基本的枠組みは今後も堅持**することが**適当**

国家の安全保障・危機管理上、国の主導的役割を定め、**マルチステークホルダーの相互連携**による**サイバー空間の防護**が必要

IT社会の形成及びサイバー空間の防護のための**関係者の役割を明確化**し、それが果たされるための**国の基本的施策**が必要

「サイバーセキュリティ」に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備することが必要

3. 機能強化に向けた取組

GSOC… Government Security Operation Coordination team
(政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム)



2015年度を目途に「サイバーセキュリティ戦略本部（仮称）」及び「内閣サイバーセキュリティ官（仮称）」へ強化

1. 我が国におけるIT戦略の取組

我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針

(2014年11月情報セキュリティ政策会議決定)

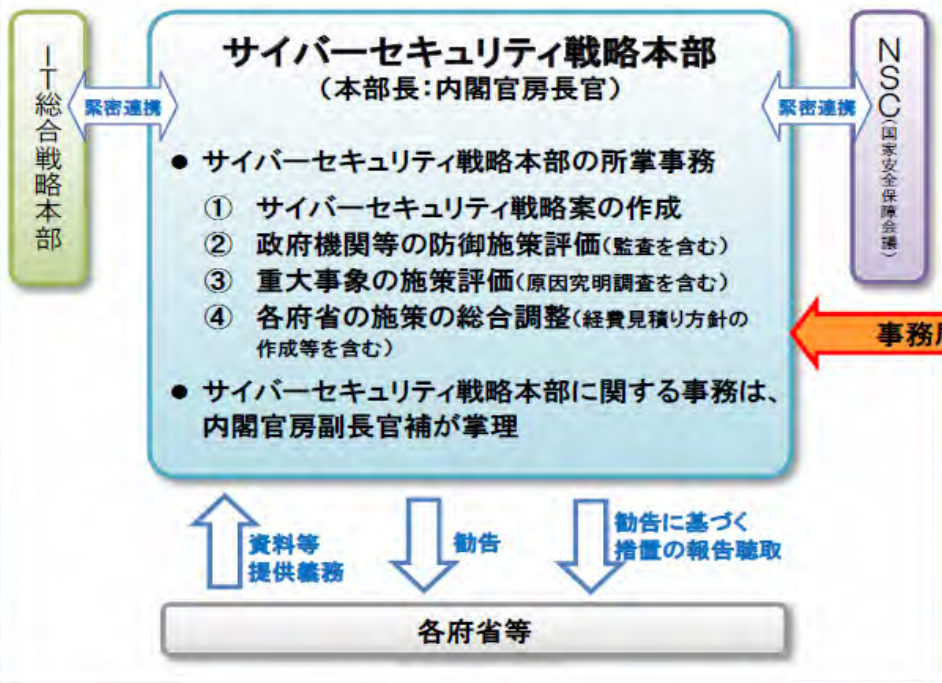


1 機能強化の必要性

以下の観点から、我が国の「サイバーセキュリティ」強化のための推進体制の機能強化が不可欠

- あらゆる活動のサイバー空間への依存の高まりにより、リスクが深刻化(甚大化・拡散・グローバル化)
- 「世界最高水準のIT利活用社会」の実現が成長戦略の柱の1つ
- 国際的な連携の強化が必要な諸外国においても、積極的な体制強化を実施
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた対策の強化が必要

2 サイバーセキュリティ基本法の制定



3 我が国の推進体制の機能強化に向けた取組

- (1) 情報セキュリティ政策会議の担ってきた機能は、サイバーセキュリティ戦略本部が担うこととなる。
- (2) 内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)を以下の組織に法制化(内閣官房組織令)する。

内閣サイバーセキュリティセンター(注)

- 内閣サイバーセキュリティセンターの所掌事務
 - ① GSOCに関する事務
 - ② 原因究明調査に関する事務
 - ③ 監査等に関する事務
 - ④ サイバーセキュリティに関する企画・立案、総合調整
- センター長には、内閣官房副長官補をもって充てる

- (3) 今後、戦略本部の事務の稼働状況、オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた準備、サイバー空間における脅威の増大等の諸情勢を踏まえつつ、法制の追加的な整備等について引き続き検討。

(注) 英名称: National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity

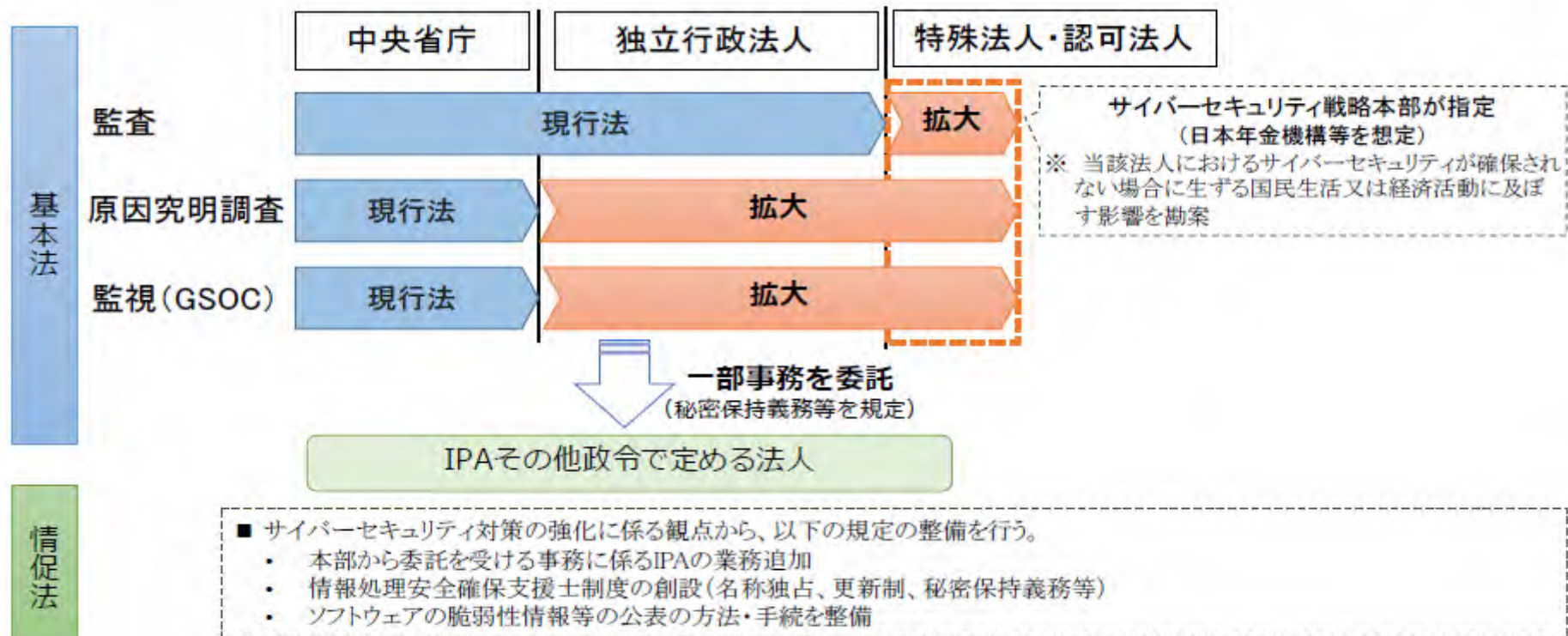
1. 我が国におけるIT戦略の取組

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、政府機関等のサイバーセキュリティ対策の抜本的強化を図るため、サイバーセキュリティ基本法等の改正を行う必要。



- 国が行う不正な通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲を拡大
- サイバーセキュリティ戦略本部の一部事務を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等に委託



1. 我が国におけるIT戦略の取組

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案



趣旨

サイバーセキュリティに対する脅威が一層深刻化する中、我が国におけるサイバーセキュリティの確保を促進し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に万全を期すため、官民の多様な主体が相互に連携し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に係る協議を行うための協議会を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. サイバーセキュリティ協議会の創設

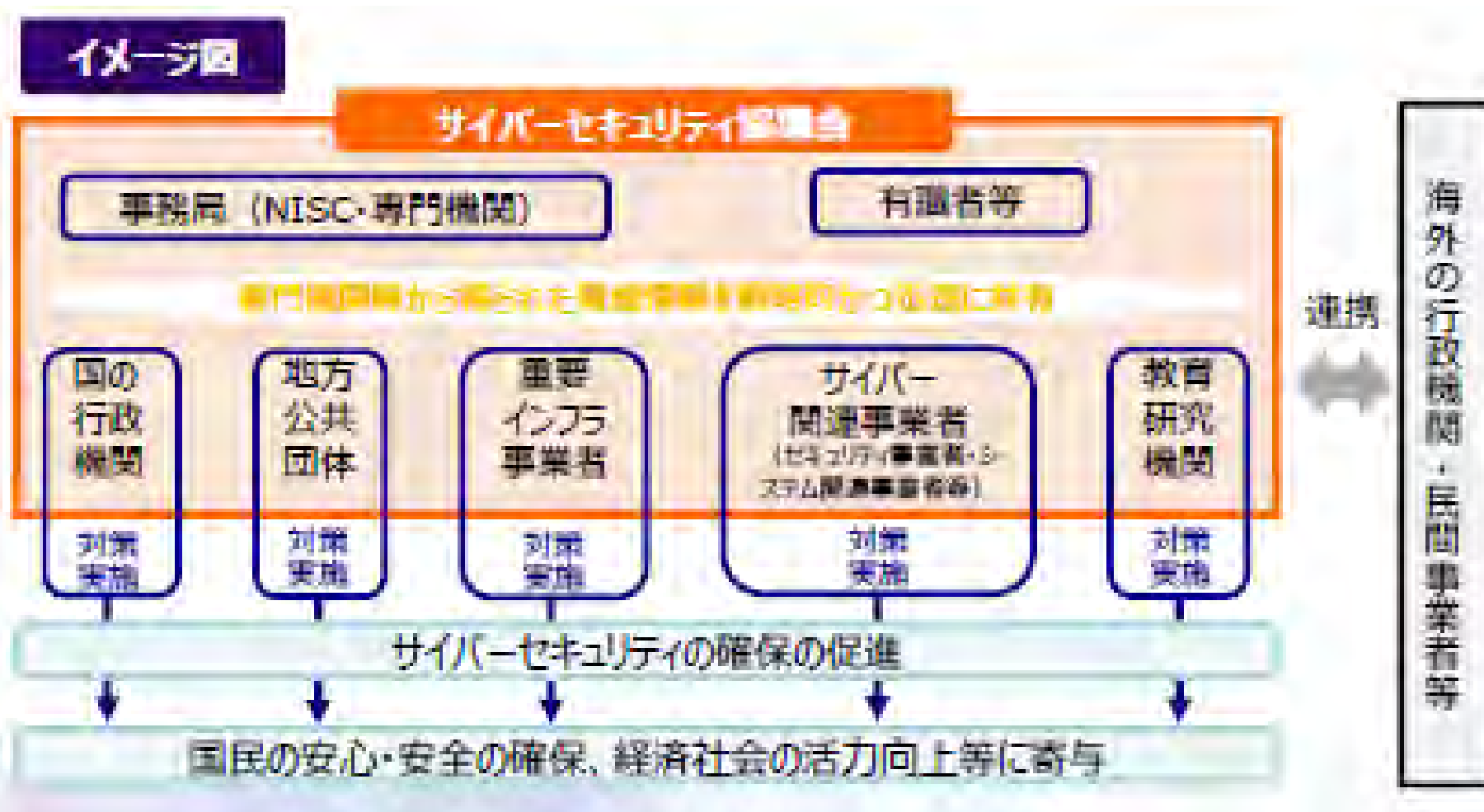
- 官民の多様な主体が相互に連携して情報共有を図り、必要な対策等について協議を行うための協議会を、サイバーセキュリティ戦略本部長等が創設する。
- 協議会の構成員（事務局：NISC、専門機関）
国の行政機関、地方公共団体、重要インフラ事業者、サイバー関連事業者、教育研究機関、有識者 等
- 構成員の遵守事項
秘密保持、協議会への情報提供の協力

2. サイバーセキュリティ戦略本部による連絡調整の推進

- サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務を追加する。
- 上記事務の一部を政令で定める法人に委託することができることとするとともに、当該法人に対して秘密保持義務等を定める。

3. 施行期日 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

1. 我が国におけるIT戦略の取組



1. 我が国におけるIT戦略の取組

改正個人情報保護法

平成27年9月6日 成立

平成29年5月30日 施行